## ○江南丹羽環境管理組合会計管理者の事務を代理する職員を定める規則

平成 19 年 3 月 27 日 規 則 第 1 号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第3項の規定に基づき、 会計管理者に事故があるとき、その事務を代理する職員について定めるものとする。 (事務を代理する職員)
- 第2条 前条に規定する会計管理者の事務を代理する職員は、江南丹羽環境管理組合規約(昭和42年2月27日施行)第10条第2項の規定に基づく会計管理者の属する市町の会計管理者の事務を代理する職員をもって充てる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 (江南丹羽環境管理組合収入役の職務を代理する出納員を定める規則の廃止)
- 2 江南丹羽環境管理組合収入役の職務を代理する出納員を定める規則(昭和 56 年規則第 1 号)は、廃止する。